令和８年度　一般廃棄物処理業者講習会

資料４

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

廃棄物行政から見る サーキュラーエコノミー

ごみを「運ぶ」から、資源を「つなぐ」へ

次第

① 昨今のサーキュラーエコノミー

・世界、国、川崎市の動き

② 排出事業者向けセミナーを開催しました（6月18日）

・アンケートから見えた「分別」の現実

・アンケートから、次の取組へ

③ 収集運搬業者の皆様だからできること

④ （参考）産廃電子マニフェストに係る法改正について

①　昨今のサーキュラーエコノミー

①昨今のサーキュラーエコノミー（世界・国）



●世界の動向

世界で、循環経済への移行が加速。

⇒再生材需要が増加、素材・製品産業の競争力は「品質＋価格＋再生材」重視に。

（例）アップル

再生材・再生利用可能な材料のみを利用した製品製造を目指す

（MacBookやAppleWatchの特定ラインは再生アルミ100％）



（例）パタゴニア（アパレル）

2025年までに再生材、再生可能な原料のみを使用。



①昨今のサーキュラーエコノミー（世界・国）

●国の動向

2022年４月、プラスチックの新しい法律が施行。

（「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」　通称：プラ新法）

⇒製造・使用後も含めた全プロセスで資源循環。



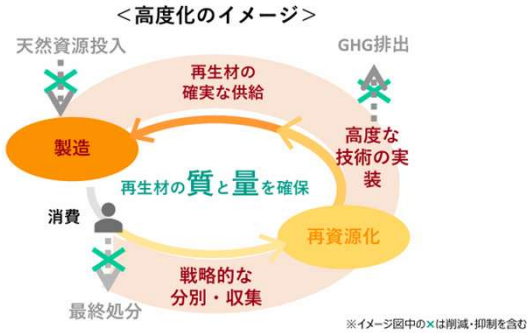
①昨今のサーキュラーエコノミー（世界・国）

●国の動向

2025年11月、資源循環を加速する新しい法律が全面施行。

（「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」）

⇒「適正処理」から「高度な資源循環」へ。



出典：環境省資料

☆2026年6月、太陽光パネルのリサイクル促進に向けた新しい法律が公布。

（「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」）

⇒川崎市提案により、九都県市首脳会議において、

太陽光パネルのリサイクルを一層推進するよう、国に要望予定



①昨今のサーキュラーエコノミー（川崎市）

●川崎市の動き

・令和８年４月１日～
「川崎市循環型社会形成推進計画」
がスタート



素材・製品別の高度なリサイクル促進等や、
市民・事業者と協働した施策の一層の推進を図るため、
本市の特性や強みを活かした一体的な計画として策定

②　排出事業者向けセミナーを開催しました（6月18日）

②排出事業者向けセミナーを開催しました（6月18日）

●排出事業者向け「資源循環推進セミナー」

・日時　：令和８年６月１８日（木）14:00～16:00
・会場　：川崎市役所本庁舎２階ホール
・対象　：市内事業者の皆様
・参加　：対面４４名　／オンライン６４名

・プログラム
（１）国の最新動向（環境省）
（２）市の説明　（法律上の事業系ごみ/分別の重要性について）
（３）企業事例紹介　（実践的な分別・リサイクル事例の紹介）

ＣＥ時代における
排出事業者の役割を解説



②排出事業者向けセミナーを開催しました（6月18日）

●アンケートで見えた「分別」の現実

分別排出を行う上での困りごと

◆ 分別ルールが複雑

・紙とプラスチックの複合素材など、判断が難しいものがある。
・分別方法が細かく、従業員への周知が大変

◆社内教育・周知の難しさ

・外国人従業員等への教育が追いつかない。
・分別ルールを理解してもらうことが難しい。

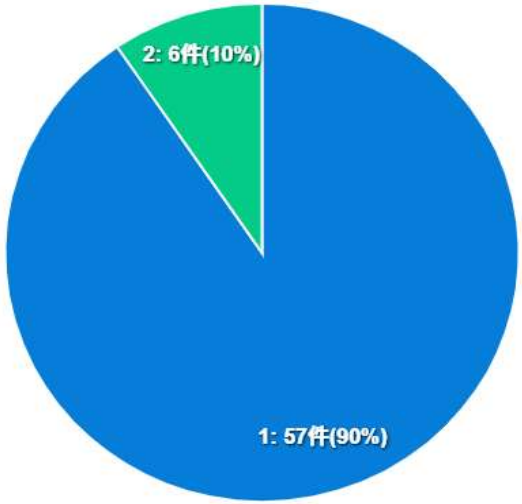
◆ 資源化ルートの確保

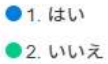
・廃棄物の組成変動により、リサイクル先が見つからない場合がある。
・分別しても焼却処理になってしまうケースがある。

②排出事業者向けセミナーを開催しました（6月18日）

●アンケートから、次の取組へ

資源循環を進める上で参考となるポイントはあったか

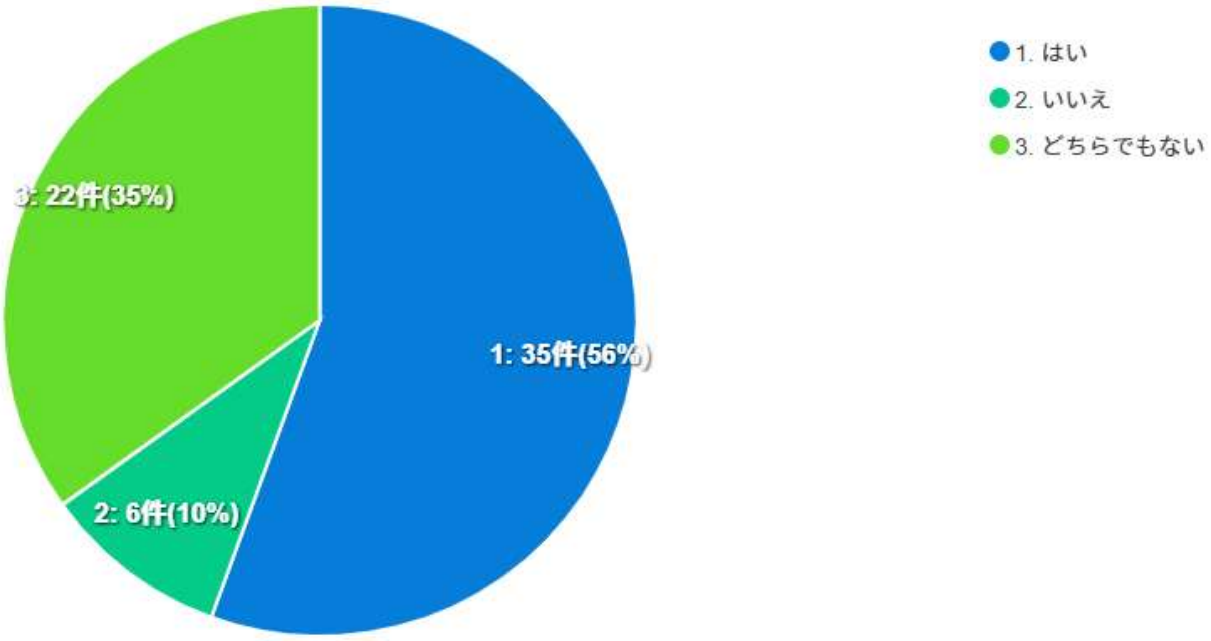




はい
・最新の動向を社内共有できる。
・国や川崎市の取組を聞けたこと。
・資源循環における分別の重要性について理解できた。
・企業事例紹介での分別の取組が参考になった。
・職場内で意識を高めることが必要だと感じた。
・（中間処理業者にとって）排出事業者及び行政目線で廃棄物を考える良い機会になった。　など

いいえ
・排出事業者向けの内容が多かったため（中間処理業者回答）
・既に取り組んでいる内容が多く、目新しいものはなかったため

排出事業者と処理業者での情報交換、意見交換、マッチング等ができる機会があれば参加したいか



今後セミナーでどのようなことを知りたいか

・他社における取組事例
・廃棄物（一廃・産廃問わず）の動向（世界、国、県、市）
・社内教育の方法
・中小企業が資源循環に取り組むことへのメリット
・法令（改正案等の情報を含めて）について（それに対する行政の対応）
・処分、運搬に関する最新技術（現在開発中の技術など）
・かわプラについて
・事業系一廃の減量取組事例
・費用負担を低減した廃棄量削減

排出事業者の行動変容の促進に資する情報を発信

③　収集運搬業者の皆様だからできること

③収集運搬業者の皆様だからできること

気づく	回収時の分別状況や混入に気付ける
伝える	排出事業者へ、分別・安全面の情報を伝えられる
つなぐ	資源化の相談を、適切な窓口・関係者へつなげられる

④（参考）産廃電子マニフェストに係る法改正について

④（参考）産廃電子マニフェストに係る法改正について

廃棄物処理法施行規則の一部改正（2027年４月施行）で、処分業者は以下項目について報告が義務に。

●新たに報告が必要な項目

最終処分又は再生を行うまでのすべての処分に関する以下の情報

【処分業者の名称と許可番号】【処分事業場の名称と所在地】　【処分方法】

【処分方法ごとの処分量】　【処理後物の種類と量】

※　中間処理業者は最終処分終了報告の際に、
「自社における処分と二次マニフェスト以降の最終処分までのすべての情報」を入力

- 2027年4月から**上記５項目**の記入が必須になります。
- 2027年3月末までは任意項目のため、従来の方法で報告できます。

ご清聴
ありがとうございました